

宇佐市空き家情報提供事業要綱

平成 19 年 2 月 26 日

告示第 34 号

改正 平成 26 年 3 月 14 日告示第 23 号 平成 27 年 3 月 26 日告示第 64 号

令和元年 11 月 18 日告示第 86 号 令和 7 年 3 月 27 日告示第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に存在する空き家及び空き地(以下「空き家等」という。)の情報
報を広く提供するため、空き家バンク制度について必要な事項を定めることにより、移
住定住の促進及び空き家の利活用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める
ところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現在居住していない(近く居住しなくなる予
定のものを含む。)市内に存在する一戸建ての建物をいう。ただし、次のいずれかに該
当するものを除く。
 - ア 賃貸の用に供している建物
 - イ 登記されていない建物
 - ウ 分譲を目的としている建物
 - エ 相続登記が完了していない建物
- (2) 空き地 居住の用に供する建物が無い更地の宅地及び雑種地等で、ただちに所有
権移転登記及び居住の用に供する建物を建築できる市内に存在する土地をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる
権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望登録者 市内へ定住又は空き家利活用を目的として、空き家バンクの利
用登録を行った者をいう。
- (5) 交渉希望登録者 利用希望登録者のうち、空き家等の所有者等との交渉を行うた
めの登録を行った者をいう。
- (6) 空き家情報提供事業 空き家等の売却、賃貸を希望する所有者等から申込みを受
けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者(以下「利
用希望者」という。)に対し、提供を行う事業をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家情報提供事業以外の空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第 4 条 空き家情報提供事業による空き家等に関する登録を申し込もうとする所有者等は、
宇佐市空き家等登録申込書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけ
ればならない。

- (1) 空き家バンク物件登録カード（様式第2号）
 - (2) 間取図（様式第3号）
 - (3) 本人であることを確認できる書類
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家等情報登録台帳（以下「空き家等台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳への登録を認めないものとし、その旨を当該所有者等に通知するものとする。
- (1) 申込みに係る家屋が第2条第1号及び第2号に規定する空き家等と認められないものであるとき。
 - (2) 申込みをした者が所有者等でないとき。ただし所有者等から委任を受けた代理人は除く。
 - (3) 申込みをした者が不動産業又は不動産貸付業を目的とした者であるとき。
 - (4) 不動産業又は不動産貸付業を目的とした者を仲介していないとき。ただし、空き家を賃貸目的として登録する場合又は、空き家に付属する倉庫等が未登記若しくは相続登記をしていない場合に限る。
- 5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家情報提供事業によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同事業による登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（空き家等台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったことを知ったとき、又は空き家等台帳の登録の抹消の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用希望者の登録の申込み等）

第7条 利用希望者は、宇佐市空き家情報利用申込書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第5号）
 - (2) 本人であることを確認できる書類
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家等利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録しなければならない。

- (1) 空き家に定住または空き家等を活用し、経済、教育文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住又は空き家等を活用し、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認めたもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条の2 空き家等台帳及び利用希望者台帳への登録の有効期間は、登録の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(交渉希望者の申込み等)

第10条 利用希望登録者が、空き家等の所有者等と交渉を行う場合は、次の資料を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日の住所地の本人及び同居予定者（16歳未満の者を除く。）の市区町村民税等の滞納のない証明書。

(情報提供等)

第11条 市長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用希望登録者に対して、情報提供を行うものとする。

- (1) 利用希望登録者に対しては、所有者等の情報を除く物件に関する情報提供及び空き家の案内を行う。
- (2) 交渉希望登録者に対しては、所有者等の情報を含むすべての物件に関する情報提供を行う。

- 2 市長は、空き家等登録者及び利用希望登録者が行う空き家等の貸借・売買に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。
- 3 交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、事前事後に関わらず、空き家登録者及び利用登録者間で解決するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 14 日告示第 23 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日告示第 64 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年 11 月 18 日告示第 86 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 27 日告示第 76 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。